

# 一般社団法人日本看護系学会協議会定款施行細則

## 第1章 目的

### 第1条（目的）

この施行細則は、一般社団法人日本看護系学会協議会（以下「本会」という。）

定款第38条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

1. 定款第7条に定める会費の額
2. 定款第27条に規定する委員会の設置

## 第2章 会費

### 第2条（会費）

社員の年会費は、80,000円とする。

## 第3章 委員会

### 第3条（委員会）

本会の事業および運営をするため、以下の常置委員会および時限を定めた委員会を設置する。

1. 看護ケアガイドライン普及推進委員会
2. 日本学術会議・学協会との連携委員会
3. 医療安全推進委員会
4. 公的研究費拡大推進委員会
5. APN制度推進委員会
6. 研究倫理推進委員会
7. 災害看護連携委員会
8. 広報委員会
9. 総務委員会

2 委員会は、理事会が委員と認めた者により組織する。

3 委員会には、委員長、副委員長をおく。委員長は、原則として理事会で選出された担当理事をもってあてる。副委員長は委員長が指名し、委員長

を補佐し、委員長が欠けたときまたは事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 時限を定めた委員会は、理事会で必要と認められた場合に設置し、目的に基づいて理事会が選考した委員により組織する。

6 その他委員会の運営に必要な事項は、別途定める。

## 第4章 改正

### 第4章（改正）

本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

### 付則

本細則は平成27年4月1日から施行する。

2 本法人設立時に、任意団体日本看護系学会協議会の正会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。

令和5(2023)年6月10日一部改正